

## 2025 年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項 日本語・日本文化研修留学生（大使館推薦）

日本政府文部科学省は、所定の日本の大学において1年間、日本語能力及び日本事情、日本文化の理解の向上のための教育を受ける外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1. 応募者の資格及び条件

文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、以下の資格・条件を満たす外国人留学生を募集する。

##### （1）国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時（受入大学における学籍等発生時）までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定の者は対象とする。第1次選考は応募者が選択した国籍を有する国に所在する在外公館で行う。

##### （2）年齢

原則として1995年4月2日から2007年4月1日までの間に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

##### （3）学歴

以下の①～③のすべての条件を満たす者とする。

- ① 原則として、渡日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部在籍している者。
- ② 日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。なお、日本語・日本文化に関する分野以外を主専攻とする者で、学習の一環として日本の諸事情（工学・経済・農学・建築・美術等）を学習する者は対象としない。
- ③ 2025年9月1日現在において、大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上の者。（別の大学での日本語・日本文化学習歴を合わせて日本語・日本文化学習期間が通算1年を満たす者は、必ず、日本語・日本文化学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること。）

#### (4) 日本語能力

日本の大学において、日本語による履修が可能な程度の日本語能力を有する者。

#### (5) 健康

所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。

#### (6) 渡日時期

原則として、研修コースの始まる2週間前からコース開始日までのうち、受入大学の指定する期日(原則として9月又は10月)に渡日可能な者。自己の都合により、所定の期間外に渡日した場合は、渡日旅費を支給しない。また、やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、文部科学省又は受入大学の指定する期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。

#### (7) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得の上、「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格(「永住者」、「定住者」等)を有している場合であっても「留学」の査証を新規取得し、渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

#### (8) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府(文部科学省)奨学金留学生であった者(渡日後辞退者を含む)。なお、文部科学省外国人留学生学習奨励費(留学生受入れ促進プログラムは日本政府(文部科学省)奨学金に含まれない)。
- ④ 日本政府(文部科学省)奨学金制度による他の2025年度奨学金支給開始のプログラム(大学推薦による日本語・日本文化研修留学生を含む)との重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国することが申請

時において確実に、在留資格「留学」を新規取得し渡日する者はこの限りではない。

- ⑥ 本奨学金支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関提出の奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。
- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時（受入大学における学籍等発生時）までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑧ 第1次選考の筆記試験において、試験監督員が禁止した不正行為を行おうとしたり、実際に行ったことが判明した者。
- ⑨ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。

## （９）奨学金支給期間終了後の帰国・復学

奨学金支給期間終了月内に帰国し、渡日時時点で在籍していた外国（日本国以外）の大学の学部へ復学の上、引き続き日本語・日本文化の学習を続けることが確実な者。ただし、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学習を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しない。（この場合には4（3）②も参照のこと）

上記の条件が履行されなかった場合は、支給開始時に遡及して奨学金の全額返納を命じることがあるため、この条件を満たすことが確実でない者は応募しないこと。

## （10）その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も留学した大学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも積極的に協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力すること等で、自国と日本との架け橋となる意思のある者を採用する。

## 2. 大学への配置及び大学における研修コース

（1）研修は『日本語・日本文化研修留学生コースガイド』に掲載されている大学の研修コースで実施する。（文部科学省ホームページで閲覧可能。）配置希望大学申請書（7. 必要書類②）を作成するにあたっては事前に『日本語・日本文化研修留学生コースガイド』を熟読し、大学が要求している日本語能力等の条件を十分確認すること。

（2）受入大学は文部科学省が候補者の申請書に記載された日本語能力、筆記試験結果及び専門研修希望等を勘案の上、大学と協議して決定する。（審査の過程で大学から申請者本人に対し直接照会を行うことがある。）なお、この決定に対する異議は認めない。また、  
所定の期間内（2025年8月15日まで）に受入大学が決定しない場合は不採用となる。

（3）大学での研修は日本語で行われるため、各大学が求める日本語能力について事前にコースガイドを十分確認すること。

(4) 大学における日本語・日本文化の研修は、各大学が開講するコースの研修目的により、(a) 主に日本事情・日本文化に関する研修を行うものと、(b) 主に日本語能力の向上のための研修を行うものがある。研修内容は大学により多少異なるが、日本事情・日本文化及び日本語に関する特別講義や専門実習を履修することができるほか、各留学生の専攻に応じて関連する学部の授業を受けることがある。

(5) 受入大学において所定の課程を修了した者には修了証書が与えられる。なお、この制度は学位の取得を目的とするものではない。研修コース修了後は、奨学金支給期間終了月内に帰国し、渡日前に在籍していた外国（日本国以外）の大学の学部に復学しなければならない。ただし、適切な在留資格を得ることを前提に、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学習を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しない。上記の条件が履行されなかった場合は、支給開始時に遡及して奨学金の全額返納を命じることがある。

### 3. 奨学金支給期間

2025 年 10 月（又は研修コース開始月）から 1 年以内で、各大学の研修コース修了に必要な期間。学期開始日（在籍開始日）が 2025 年 9 月 1 日となる場合、奨学金支給期間開始月は 2025 年 9 月となる。ただし、学期開始日（在籍開始日）が 2025 年 9 月 2 日以降の場合、奨学金支給期間開始月は 2025 年 10 月とする。奨学金支給期間の延長は認めない。

### 4. 奨学金等

#### (1) 奨学金

渡日後、月額 117,000 円を支給する。特定の地域において修学・研究する者には、月額 2,000 円又は 3,000 円を月額単価に加算する。なお、日本政府の予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

#### (2) 教育費

大学における入学金、授業料及び入学検定料は徴収しない。

#### (3) 旅費

##### ① 渡日旅費

文部科学省は、上記「1. (6) 渡日時期」に定める所定の期間中に渡日する留学生に対し、旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。

航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から受入大学

が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。

なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、以下(a)又は(b)の場合には、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。

(a) 国籍国に日本の在外公館が所在していない場合及び、国籍国に所在する日本の在外公館が一時閉館している等の理由により、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者。

(b) 国籍国から日本への直行便がない者。

「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により上記「1.（6）渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

## ② 帰国旅費

文部科学省は、原則として研修コースを修了し、上記「3. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。交付後の変更は認めない。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「5. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了月内に帰国しない場合、同月内に帰国しても渡日時点で在籍していた外国の大学の学部へ復学しない場合、及び一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

さらに、適切な在留資格を得ることを前提に、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学習を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しないこととしているが、その場合も帰国旅費を支給しない。

## 5. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により受入大学の研修コース修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の査証を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格から他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関抛出の奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 奨学金支給期間終了月内で帰国し、渡日時点で在籍していた外国（日本国以外）の大学の学部へ復学しなかったとき。（適切な在留資格を得ることを前提に、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学習を続ける場合は除く。）

## 6. 選考

- （１）在外公館は、第１次選考として書類審査、筆記試験（日本語）及び面接試験を行う。
- （２）第１次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時に行い、採否の理由は開示しない。なお、第１次選考に合格した者が必ず国費外国人留学生として採用されるものではない。
- （３）第１次選考合格者は在外公館から文部科学省に推薦される。文部科学省は在外公館から推薦された候補者について第２次選考を行い、第２次選考合格者を選定する。
- （４）最終的な採否の結果は在外公館が別途指定する日時に通知する。被採用者には受入大学も併せて通知する。受入大学の決定に対する異議は認めない。なお、所定の期間内（2025年8月15日まで）に受入大学が決定しない場合は不採用となる。

## 7. 申請書類

申請者は、下記の書類を、国籍国内の在外公館にその指定する期限までに提出する。提出された書類は一切返却しない。

| No. | 書類種別                              | 正本<br>1部 | 写し<br>1部 | 備考                                                             |
|-----|-----------------------------------|----------|----------|----------------------------------------------------------------|
| ①   | 申請書                               | ○        | /        | 2025 年度版様式を使用のこと。（注 4）                                         |
| ②   | 配置希望大学申請書                         | ○        | /        | 2025 年度版様式を使用のこと。（注 5）                                         |
| ③   | 在籍大学の学業成績証明書                      | ○        | /        | 在籍年次までの全学年のもの。（注 6）                                            |
| ④   | 日本語・日本文化学習期間が<br>通算 1 年以上と証明できる書類 | ●        | /        | 上記③により大学での日本語・日本文化学習期間が通算 1 年以上を証明できない場合のみ提出。当該科目に印をつけて提出すること。 |
| ⑤   | 在籍大学の在学証明書                        | ○        | /        | （注 7）                                                          |
| ⑥   | 在籍大学の長又は指導教員の推薦状                  | ○        | /        | 様式は自由（サンプル様式あり）。（注 7）                                          |
| ⑦   | 健康診断書                             | ○        | /        | 2025 年度版様式を使用のこと。（注 8）                                         |
| ⑧   | 日本語能力資格証明書                        | /        | ●        | 日本語能力に関する資格証明書を提出可能な場合のみ提出。写しを提出すること。（注 9）                     |

（注 1）○の書類は提出必須である。●の書類は該当者のみ提出すること。

（注 2）全ての書類は日本語又は英語により作成するか、書類が他の言語の場合は日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

（注 3）全ての書類の 1 ページ目右上には、必ず①～⑧までの申請書類番号（上記表の No. 参照）を記載すること。

（注 4）申請書に貼付する写真は、最近 6 か月以内に撮影した鮮明な画質で写真専用の用紙に印刷されたものとし、大きさは 4.5×3.5 cm、上半身・正面・脱帽のこと。また写真の裏面に国籍及び氏名を記入すること。申請書のデータにデジタル画像を貼り付け、申請書を印刷することは可とする。

（注 5）『日本語・日本文化研修留学生コースガイド』（文部科学省ホームページで閲覧可能）から希望大学を選択し、目次ページ記載の大学番号と共に配置希望大学申請書に記入すること。

（注 6）日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように印を付けること。日本語又は日本文化に関する学習期間が通算 1 年に満たない者は申請できない。

- (注7) 当プログラムは1.(9)に掲げる場合を除きプログラム終了後の帰国・復学が条件とされているので在籍大学の長又は指導教員と帰国後の計画を申請段階から協議すること。
- (注8) 健康診断書提出後、健康状態に変化(ライフプランに関わる重大な変化を含む)が生じた場合、受入大学や日本の医療機関の受入体制に関わることであることから、速やかに在外公館に情報共有をすること。
- (注9) 申請者の氏名及び当該能力を証明できる内容(レベル、スコア等)が記載された証明書を提出可能な場合のみ、申請書「19.日本語能力(資格)」欄に必要事項を記入の上、証明書を提出すること。インターネットから証明書を印刷する場合は、申請者の氏名及び当該能力を証明できる内容(レベル、スコア等)を含むページを印刷して提出すること。証明書は大使館への申請時から2年以内に取得したもののみを受理する。
- (注10) 書類を製本して提出した場合、審査の過程で解体することがある。

## 8. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省(在外公館を含む)の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府(地方政府を含む。以下この項において同じ)若しくは政府機関の行為(感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む)、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

## 9. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ承知しておくこと。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。
- (4) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日は認めない。
- (5) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。



(6) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。

(7) 宿舎について

① 大学の留学生宿舎

留学生のための専用宿舎が設置されている大学に入学する者は、希望すれば所定の条件の下に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。宿舎に関する諸費用は自己負担となる。なお、研修コースによっては渡日前に宿舎費用の支払が必要となることがあるので、コースガイドで確認すること。

② 民間の宿舎等

上記の宿舎に入居しない場合は大学の一般学生寮や、民間の宿舎に自己負担で入居することとなる。

(8) 研修終了後、在籍する大学での単位認定の可否については、在籍大学に直接問い合わせること。

(9) 採用された場合、被採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

また、被採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。本取扱について承諾する者について、国費外国人留学生として採用する。

(10) 日本政府（文部科学省及びその他日本政府機関）以外の機関（自国政府機関を含む）からの奨学金については、一部併給不可のもの（日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）があるため、日本の在外公館へ事前に確認すること。

(11) 日本への上陸のための条件に適合していないと判明した場合は、この者を不採用とする。

(12) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。

(13) この募集要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。

(14) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。